

○仙台市化製場等に関する法律等の施行に関する規則

昭和五九年九月二九日

仙台市規則第五四号

改正 昭和六二年一〇月規則第七九号

昭和六三年二月規則第六号

平成元年三月規則第三七号

平成二年三月規則第二一号

(題名改称)

平成八年三月規則第一四号

平成一一年三月規則第八号

平成一二年三月規則第八五号

(題名改称)

平成一四年一二月規則第九七号

平成二七年三月規則第四八号

平成三一年三月規則第一三号

令和四年三月規則第一二号

(趣旨)

第一条 この規則は、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号。以下「法」という。）及び仙台市化製場等に関する法律の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一二、三・全改)

(死亡獣畜取扱場以外における処理の許可の申請)

第二条 法第二条第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保健所の支所のうち当該施設の所在地又は区域を所管するものの長（以下「支所長」という。）を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 死亡獣畜の種類及び特徴
- 三 申請の理由
- 四 処理しようとする日時及び場所
- 五 処理の方法

2 前項の申請書には、処理しようとする場所の周辺の区域の状況を明らかにした図面を添付しなければならない。

(平二、三・平一二、三・平二七、三・改正)

(化製場等の設置許可の申請)

第三条 法第三条第一項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称及び所在地
- 三 化製場又は死亡獣畜取扱場の区別
- 四 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別
- 五 施設の構造設備（死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域）の概要
- 六 化製場にあつては、取り扱う原料の種目及び処理方法並びに製品の種目

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備及び周辺の区域の状況を明らかにした図面
- 二 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し

(平二、三・平一二、三・平二七、三・改正)

(化製場等の構造設備等の変更の届出)

第四条 法第三条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称及び所在地
- 三 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可の年月日及び指令番号
- 四 変更に係る施設の構造設備（死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域）の概要

2 前項の届出書には、変更に係る施設の構造設備（死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域）の状況を明らかにした図面を添付しなければならない。

(平二、三・平一二、三・平二七、三・改正)

(申請書記載事項の変更の届出)

第五条 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者は、第三条第一項の申請書に記載した事項を変更したとき（法第三条第二項の規定に該当する場合を除く。）は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称及び所在地
- 三 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置許可年月日及び指令番号
- 四 変更の理由、変更の内容及び変更年月日

(平一二、三・全改、平二七、三・改正)

(経営の休廃止の届出)

第六条 条例第三条第一項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の経営の休止若しくは廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称及び所在地
- 三 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置許可年月日及び指令番号
- 四 休止又は廃止の理由
- 五 休止の場合にあっては、その予定期間
- 六 廃止の場合にあっては、廃止年月日

2 前項の廃止の届出書には、許可指令書を添付しなければならない。

(平一二、三・追加、平二七、三・改正)

(公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所)

第七条 法第四条第三号に規定する公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 鉄道、軌道及び交通頻繁な道路から二百メートル以内の場所
- 二 名勝、史跡、公園、学校、病院その他多数の者が集合する施設から五百メートル以内の場所
- 三 湿潤な場所

(平一二、三・旧第六条線下)

(法第八条の施設の設置許可の申請)

第八条 法第八条に規定する製造又は貯蔵の施設の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設の構造設備の概要
- 四 取り扱う原料の種目及び処理方法並びに製品の種目

2 第三条第二項の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあるのは、「施設」と読み替えるものとする。

(平二、三・改正、平一二、三・旧第八条線下・改正、平一四、一二・旧第九条線
上、平二七、三・改正)

(法第八条の施設への準用)

第九条 第四条から第七条までの規定は、法第八条に規定する製造又は貯蔵の施設について準用する。この場合において、第五条中「第三条第一項」とあるのは「第八条第一項」と読み替えるものとする。

(平一二、三・旧第九条線下・改正、平一四、一二・旧第十条線
上・改正)

(動物の飼養又は収容の許可を要する区域)

第十条 法第九条第一項の規定により動物の飼養又は収容の許可を要する区域は、仙台市の区域のうち別表に掲げる区域を除いた区域とする。

(昭六二、一〇・昭六三、二・平元、三・改正、平一二、三・旧第十条線下、平一
四、一二・旧第十一条線
上)

(動物の飼養又は収容の許可の申請)

第十一条 法第九条第一項の規定による動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 動物の種類及び数

四 施設の構造設備の概要

五 飼養又は収容の別

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 施設の周囲の見取図

二 施設の構造設備を明らかにした図面

(平一二、三・旧第十一条繰下・改正、平一四、一二・旧第十二条繰上、平二七、三・改正)

(新たに区域が指定された場合の届出)

第十二条 前条の規定は、法第九条第四項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、前条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

(平一二、三・旧第十二条繰下、平一四、一二・旧第十三条繰上、平二七、三・改正)

(動物の飼養又は収容に係る変更の届出)

第十三条 法第九条第一項の許可を受けた者(同条第四項の規定により当該許可を受けたものとみなされる者を含む。)は、第十一条の申請書又は前条において読み替えて準用する第十一条の届出書に記載した事項を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 施設の名称及び所在地

三 施設の設置許可年月日及び指令番号(法第九条第四項の規定により当該許可を受けたものとみなされる施設を除く。)

四 変更の内容及び変更年月日

2 前項の届出が施設の構造設備の変更に係るものである場合には、変更の状況を明らかにした図面を添付しなければならない。

(平一二、三・追加、平一四、一二・旧第十四条繰上・改正、平二七、三・改正)

(動物の飼養又は収容に係る休廃止の届出)

第十四条 条例第五条の規定による動物の飼養若しくは収容の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を支所長を経由して保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 施設の名称及び所在地
 - 三 施設の設置許可年月日及び指令番号（法第九条第四項の規定により当該許可を受けたものとみなされる施設を除く。）
 - 四 休止の場合にあつては、その予定期間
 - 五 廃止の場合にあつては、廃止年月日
- 2 前項の廃止の届出書には、許可指令書を添付しなければならない。
- （平一二、三・追加、平一四、一二・旧第十五条繰上、平二七、三・改正）
- （実施細目）

第十五条 この規則の実施細目は、健康福祉局長が定める。

（平八、三・改正、平一二、三・旧第十五条繰下、平一四、一二・旧第十七条繰上）

附 則

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（昭六二、一〇・改正）

この規則は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭六三、二・改正）

この規則は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（平元、三・改正）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平二、三・改正）

この規則は、平成二年五月一日から施行する。

附 則（平八、三・改正）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平一一、三・改正）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平一二、三・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の仙台市化製場等に関する法律施行細則の規定に基づ

きなされた手続その他の行為で、この規則中これに相当する規定のあるものは、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平一四、一二・改正）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平二七、三・改正）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平三一、三・改正）

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

附 則（令四、三・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第十条関係）

（平一四、一二・全改、平三一、三・令四、三・改正）

区域	
青葉区	芋沢、大倉（字赤坂、字久保、字下道、字上下、字上下山神及び字堤沢を除く。）、上愛子（字榎、字街道、字上町、字北内、字北原、字北原道上、字車、字蛇台原、字平治、字堀切、字屋敷前及び字雷神を除く。）、熊ヶ根、郷六（字石山、字葛岡下、字久保、字館、字沼田、字宮、字屋敷及び字四ツ谷堀敷を除く。）、作並（字長原、字二橋及び字元木を除く。）、下愛子（字観音、字清水端、字立車、字月橋、字二本松、字畑合、字町、字本木裏及び字横町前を除く。）、新川、茂庭
宮城野区	岩切（字青麻沢、字昭和西、字昭和東、字昭和南、字千刈田、字大正及び字新宿前に限る。）、岡田（字岡田中、字岡田東、字岡田南、字新浜東通、字砂原、字砂山及び字東砂原に限る。）、蒲生（字井戸谷地、字鍛冶谷地、字中通、字八郎兵エ谷地第一、字八郎兵エ谷地第二、字東通、字細川、字南中河原及び字元切に限る。)
若林区	荒井（字雨坪、字丑ノ頭、字梅ノ木、字鱗谷地、字遠藤西、字桜木道下、字宅地、字土才敷、字中在家、字藤田北裏上、字藤田中島、字堀添及び字前谷地上を除く。）、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、井土、三本塚、種次、藤塚、二木
太白区	秋保町境野、秋保町長袋、秋保町馬場（字大滝を除く。）、秋保町

	<p>湯元（字石名坂、字釜土、字釜土西、字釜土東、字釜土南、字木戸保、字源兵衛原、字鹿乙、字寺田、字寺田原、字行澤、字除、字畑、字平倉、字枇杷原、字枇杷原西、字馬乙、字薬師及び字湯向西を除く。）、坪沼、茂庭（字字塚、字大沢、字門野、字熊野、字御所川、字坂ノ下、字新熊野、字新組、字新御所川、字中ノ瀬中、字中ノ瀬西、字中ノ瀬東、字西、字西前、字東、字人来田中、字人来田西、字人来田東、字本郷及び字町北を除く。）</p>
<p>泉区</p>	<p>小角、上谷刈（字小堤、字古堤、字治郎兵衛下、字羽黒山、字橋元、字丸山及び字向原を除く。）、実沢（字中山北及び字中山南を除く。）、西田中、根白石、野村（字鑑坂、字桂島東、字菅間前及び字丸山を除く。）、福岡、古内、朴沢、松森（字岩久保、字後沢、字後田、字内町、字浦田、字鹿島、字上河原、字斉兵衛、字坂下、字刺松、字沢目、字下町、字新田、字陣ヶ原、字住吉、字関場、字太子堂、字台、字台谷地、字堤下、字中道、字長岫、字西沢、字鼠堂、字不動、字本田、字前ヶ沢、字前田、字前沼、字松木沢、字明神及び字八沢を除く。）</p>